

議案第 36 号

甲府市手数料条例の一部を改正する条例制定について  
甲府市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 26 日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市手数料条例の一部を改正する条例

甲府市手数料条例（平成 12 年 3 月条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 1 号ア(㊸)中「合計額」を「合計額。ただし、市長が別に定める簡易な評価方法により建築物のエネルギー消費性能の評価をする場合は、a に定める金額とする（イ(㊸)において同じ。）。」に改める。

別表第 4 2 号ア中「合計額」を「合計額。ただし、市長が別に定める簡易な評価方法により建築物のエネルギー消費性能の評価をする場合は、前号ア(㊸)又は(㊹)に定める手数料の金額に 2 分の 1 を乗じて得た金額とする（同号イにおいて同じ。）。」に改める。

別表第 4 7 号中「につき」を「ごとに」に、「額）」を「額）を合算した額」に改め、同号ア(㊹)中「金額」を「金額。ただし、当該申請に係る住宅が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 12 条第 2 項第 2 号に掲げる住宅に該当する場合にあっては、当該申請に係る住宅の共用部分の床面積は、当該申請に係る床面積に算入しない（イ(㊹)において同じ。）。」に改める。

別表第 4 8 号を次のように改める。

(48) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 31 条第 1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向	変更の認定の申請に係る一の建築物ごとに、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した額 ア 建築物エネルギー消費性能向上計画を変更して新たに追加しようとする建築物 前項の規定によ
------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------

上計画の変更の認定の  
申請に対する審査

り算出した額

イ その他の建築物 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

㊦ 申請に併せて適合証等を提出する場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この号において同じ。） 前号ア㊦に定める金額の2分の1に相当する金額

b 一戸建ての住宅以外の住宅 前号ア㊦に掲げる区分に応じ、それぞれ定める金額の2分の1に相当する金額

c 住宅の用途に供しない建築物 前号ア㊦に掲げる区分に応じ、それぞれ定める金額の2分の1に相当する金額

d 複合建築物（住宅の用途に供する部分及びそれ以外の部分を有する建築物をいう。以下この号において同じ。） 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額の合計額

(a) 住宅の用途に供する部分 前号ア㊦ aに定める金額の2分の1に相当する金額

(b) (a)に掲げる部分以外の部分 前号ア㊦ bに定める金額の2分の1に相当する金額

㊧ 申請に併せて適合証等を提出しない場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 一戸建ての住宅 前号イ㊦に掲げる区分に応じ、それぞれ定める金額の2分の1に相当する金額

	<p>b 一戸建ての住宅以外の住宅 前号イ(Ⅱ)に掲げる区分に応じ、それぞれ定める金額の2分の1に相当する金額</p> <p>c 住宅の用途に供しない建築物 前号イ(Ⅲ)に掲げる区分に応じ、それぞれ定める金額の2分の1に相当する金額</p> <p>d 複合建築物 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額の合計額</p> <p>(a) 住宅の用途に供する部分 前号イ(Ⅳ) aに定める金額の2分の1に相当する金額</p> <p>(b) (a)に掲げる部分以外の部分 前号イ(Ⅳ) bに定める金額の2分の1に相当する金額</p>
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

別表第49号ア(Ⅱ)中「金額」を「金額。ただし、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第4条第3項第2号に掲げる数値を用いる場合にあっては、当該申請に係る住宅の共用部分の床面積は、当該申請に係る床面積に算入しない（イ(Ⅱ) bにおいて同じ。）。」に改め、同号イ(Ⅲ) a中「第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)」を「第1条第1項第2号イ(2)(i)及び同号ロ(2)又は同号イ(3)及び同号ロ(3)」に改め、同号イ(Ⅳ) a中「第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)」を「第1条第1項第2号イ(2)(ii)及び同号ロ(2)又は同号イ(3)及び同号ロ(3)」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

## 提案理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律及び都市の低炭素化の促進に関する法律の一部改正に伴い、審査手数料に係る所要の改正を行うについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。